府　令

○内閣府令第四十二号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の二第四項及び第六項、第八十六条の三第六項及び第十項並びに第八十六条の五後段の規定により読み替えて適用する同法第八十六条の三第九項の規定に基づき、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（内閣府令で定める者）

第八条の二　法第八十六条の二第四項の内閣府令で定める者は、同項の被災住民を受け入れるべき公共施設等を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第八十六条の二第六項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第八十六条の三第六項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第八十六条の三第十項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第二項中「協議元市町村長」とあるのは、「都道府県外協議元市町村長」と読み替えるものとする。

5　法第八十六条の五後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の三第九項の内閣府令で定める者は、法第八十六条の五前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の三第九項の協議元都道府県知事が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○法務省令第二十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十七日

法務大臣　滝　実

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し及び同条第一項中「及び出入国情報管理室並びに入国管理企画官、出入国情報分析官」を「並びに入国管理企画官」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を削り、第八項を第五項とする。

第十八条の見出しを「（在留管理業務室及び審査指導官）」に改め、同条第一項中「入国在留課に、」の下に「在留管理業務室及び」を加え、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　在留管理業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　在留カードに関すること。

二　入管法第四章第一節第二款の規定による中長期在留者に係る届出に関すること。

3　在留管理業務室に、室長を置く。

第二十条を次のように改める。

（出入国情報分析官）

第二十条　入国管理局に、出入国情報分析官一人を置く。

2　出入国情報分析官は、命を受けて、出入国管理情報官のつかさどる職務のうち出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析に関するものを助ける。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

○国土交通省令第五十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の表平成二十八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第八条の表平成二十八年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十号

離島振興法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十号）の一部の施行に伴い、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎